

令和8年5月28日

桑折町議会議長 原 賢 志 様

桑折町議会議員

2番

齋藤松夫



## 一 般 質 問 通 告 書

桑折町議会会議規則第61条第2項により次のとおり通告します。

質問事項	質問の要旨	質問の相手
1、行政不服審査法第2条に基づく審査請求（令和7年1月8日）に対する裁決書（令和8年5月19日）について	（1）主文 本件審査請求を棄却する、とした裁決書における本件処分1及び本件処分2の理由は、重大な事実誤認に基づくものであり、この取り消しを求めるものである。所見はどうか伺う。	町 長
2、令和7年10月29日の「非公開での教育委員会開催」と「同会議録公開措置」等について	（1）地方教育行政法（略）第14条7項は冒頭で「教育委員会の会議は、公開する。」と定めている。しかるに令和7年10月29日開催の教育委員会は、「議案第23号 桑折町立小・中学校のあり方に関する基本方針」すなわち義務教育学校設置議案を非公開で審議し決定した。その後、本件事案に係る町民説明会の席上、私から「教育委員会会議規則で定めているのは「非公開」ではなく「秘密会」であるとの指摘を受け、当該議事録を公開、町ホームページにアップした。 このような措置は同議案審議のための「会議非公開」の必要性は存在しなかったことを、教育委員会自らが証明したものである。同時に義務教育学校設置という極めて重要な議案を法第14条7項に反して決定したという重大問題でもある。 教育行政の最高意思決定機関たる教育委員会が、法令に反して重要議案の決定を行い、事務を執行するな	教育長

## 様式4 一般質問通告（会議規則第61条、運用基準84）

	<p>ど到底許されるものではなく、このような瑕疵ある事務はすみやかに正すべきである。でなければ本町教育行政の歴史に重大な汚点を残すことになる。所見はどうか伺う。</p> <p>（2）非公開の教育委員会は議事録もまた非公開であるべきと考える。本町教育委員会は非公開でした教育委員会の議事録を、そのときの事情により公開することを例としているのか。だとすれば、どのような場合にそうしてきたのかを、実例をあげて示していただきたい。</p> <p>（3）非公開教育委員会の議事録公開は、今後もありうるものと理解してよろしいか伺う。</p> <p>（4）この教育委員会決定に基づく、その後の事務執行の経過全般（町政策会議以降のもの）を、時系列的に示していただきたい。</p> <p>（5）令和7年9月26日開催の教育委員会における「小中学校あり方検討委員会の報告」も非公開で行われているが、非公開とした理由を伺う。またこれも議事録を公開すべきではないか。所見を伺う。</p>	
<p>3、上水道第5次水道拡張事業に係る国の財政支援等について</p>	<p>（1）同拡張事業は可能な限り早期に着工推進すべき重要課題である。同時に、この事業による料金引き上げを招かない財源対策を最大限追求することが肝要だ。この点どのような所見であるか伺う。</p> <p>（2）そのためには国の補助制度を最大限活用することである。現制度の下での補助制度をどのように承知しているか、補助事業名、補助対象・補助率等を具体的にお示しいただきたい。またそれらの補助事業等が、いつの時点から始まったのかも明らかにしていただきたい。</p> <p>（3）同拡張事業を推進するためには、多額の起債発行は避けられぬものとする。これに対する国の交付税措置もまた最大限活用する必要がある。この点での</p>	<p>町 長</p>

## 様式4 一般質問通告（会議規則第61条、運用基準84）

	<p>措置内容をどのように承知しているか伺う。またその交付税措置が、いつの時点からのものであるのかも明らかにしていただきたい。</p> <p>（4）上水道会計に対する一般会計からの出資金及び繰出金支出も重要な財源対策となる。これらに対する交付税措置内容についてどのように承知しているか伺う。同じくその措置がいつから始まったのかも明らかにしていただきたい。</p> <p>（5）現在進行中の「基本構想・基本計画策定業務委託事業費」は、一般会計予算で計上している。なぜ、同策定事業を上水道事業で行い、その経費を一般会計繰出金として支出し、応分の交付税措置を受けることとしないのか。この点所見はどうか伺う。</p>	
4、熊被害への恒久的対策確立について	<p>（1）人命にかかわる熊被害は、本年の冬眠明け後も全国規模で深刻な状態となった。この対策は緊急対策と恒久対策の両面での対応が必須である。3月定例会では町当局の、緩衝帯整備事業を高く評価しつつ、恒久対策の一環として、人と熊の住み分けを確固たるものとするための「杉木立構想」を提言し、町長から「生物学的見地から専門家のお話なんかも聞いてみたいと思います」との答弁を得たところである。その後は、この提言に対しどのような認識でおられるかを伺いたい。</p>	町長